

令和2年2月25日

第20回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 20 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 2 月 2 5 日(火) 午後 3 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について

議案第 8 号 令和 2 年度農作業標準賃金の改定について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

16 番 西 村 圭 史

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後3時00分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第20回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「6番委員」と「7番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについて説明いたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由につきましては、平成31年3月25日第9回委員会議案第6号6番売渡希望で承認された農地でございますが、宅地として買受る希望者が現れ、農地法第5条の許可申請をする予定となったためです。以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定

	についての所有権移転分は、４件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、すべて経営面積など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていると思われま
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第１号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	３番は畝当たり１５万円を超えていて高いようですが、この辺りの相場なのでしょうか。近くの委員さんでご存知の方はいらっしゃいませんか。
１３番委員	この地区の相場は、１０万から１５万位ですが、３番は形もよく道路にも接しているのでこの値段になっていると思います。
８番委員	３番はこの地区の相場ということでしょうか。
１３番委員	そうです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。 議案書の５ページから１６ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、１議案４４件です。 内訳は、新規の利用権設定が３５件、再設定が９件、合計面積は７７筆、７０、７９９㎡となっています。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。

議長

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、8番委員の退席を求めます。

(8番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

3番委員
事務局

登記面積と貸借面積が77㎡違いますが、どのような理由ですか。

77㎡は現況が公衆用道路となっており、課税面積も911㎡となっています。

登記面積は、現況公衆用道路も含んだ988㎡となっているようです。

3番委員
議長
委員
議長

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(8番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、29番委員の退席を求めます。

(29番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (29番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番について、ご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。 (31番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
委員 議長	(31番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から44番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	36番、37番、39番、40番ですが、使用貸借の理由は何ですか。
事務局	36番と39番と40番については、管理を適正にすることを条件に使用貸借になっているようです。 37番については、5ページの2番、3番と37番とで自宅や耕作地に近いところを交換するようで、賃借料は相殺したそうです。
8番委員 議長 委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の6番から44番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から44番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定

	についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	2月10日の転用調査時に、私と、15番、31番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から7番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から7番のすべて売買による申請でございます。 いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の1ページから18ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第2号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
5番委員	6番について、この方は以前、3条の所有権移転で取得したところもまだ耕作されていないようですが、今回また取得するとの申請です。疑問がありますので質問させていただきます。
事務局	今のご質問につきましては、申請人へ全部耕作されているかどうか問い合わせたところ、所有する農地のうち、 の太陽光発電のある下側の畑のみ現在耕作されていない状況にあるとのことでした。 そこについては、マンゴーの枯れたものや枝などを置いているとのことですが、重機などを手配し、片づける準備をしているとのことで、片づけが終わったら耕作を再開するとのことでした。
議長	暫時休憩します。 (休憩) 休憩前に引き続き会議を再開します。 議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

事務局

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましては、本日、農業委員と地区担当の農地利用最適化推進委員が調査にあたっておりますので、事務局の報告を求めます。

それでは、番号1番について説明いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、牛舎の建築です。

資料の19ページをお開きください。

現地調査の際にもご説明いたしましたとおり、申請地は、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当いたします。

申請地は、[REDACTED]から東へ560m行った農地で、東及び西は畑、南及び北は市道に接しています。

事業計画者は、市内の畜産農家ですが、今回経営の規模拡大を図るため、既存の牛舎に近い申請地を取得し、牛舎1棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。汚水処理については、おがくず吸着後堆肥舎搬入する予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、今後農地法第5条の転用許可申請を行うこととなりますが、本日全員調査を行っていることから、再度全員調査を行うことなく、小委員会による調査及び報告にて審議できるよう、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

小委員長

次に、議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号１番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。

資料の２０ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ２７０ｍ行った農地で、東と南は畑、西は宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第２種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、農業を営んでおり、自己所有の申請地に農業用倉庫を建築する計画であります。既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第４号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第４号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましては、１番から８番は小委員会が、９番は本日農業委

小委員長

員と地区担当の農地利用最適化推進委員が調査にあたっておりますので、小委員長と事務局からそれぞれ現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ250m行った農地で、東と北は市道、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま21ページになります。

申請地は、[REDACTED]から北西へ230m行った農地で、東は宅地、西と南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、通路です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北へ480m行った農地で、東は畑、西と南は宅地、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接して

いる区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在使用している住宅への進入路が狭いことから、今回申請地を取得し、通路として整備する計画であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ900m行った農地で、東と西は宅地、南は畑、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、今回自宅に隣接する申請地を取得し、自家用の駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ10m行った農地で、東は公衆用道路、西及び南は宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを設置する予定です。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ220m行った農地で、東は市道、それ以外は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定

められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、不動産業を行っている法人で、今回申請地を取得し、貸駐車場を整備する計画です。

なお、隣接する土地区画整理事業の保留地と一体利用し、総面積は218㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、 から西へ190m行った農地で、東は市道、西は宅地及び畑、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、 から西へ270m行った農地で、東と北は里道、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回父が所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

事務局

引き続きまして、番号9番について事務局より説明いたします。

資料の28ページをお開きください。

転用目的は、宅地造成です。

現地調査の際にもご説明いたしましたとおり、農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請地は、[REDACTED]から南東へ180m行った農地で、東は宅地及び畑、西は県道、南は市道及び宅地、北は市道に接しています。

申請人は、全国的に不動産開発、コンサルティングや建物管理業を行っている法人で、今回申請地を賃借し、店舗用地として宅地造成を行う計画です。

土地の形状については、全体的に1.3mほど盛土し、周囲にブロックを積む予定です。雨水等については、敷地内側溝及び集水桝を経由して南側市道側溝へ排水する計画であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長及び事務局の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第6号農用地あっせん申し出の売渡・貸付をご説明します。

議案書の24ページをお開きください。

今月は、売渡申出2件、貸付申出1件、合計3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

	以下につきましては、お目通しください。 また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の 31 ページから 36 ページですので、ご参照ください。 続きまして、議案第 6 号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明します。 議案書の 25 ページをお開きください。 今月は、買受申出 1 件、借受申出 1 件、合計 2 件でございます。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の 24 ページをお開きください。 番号 1 は 36 番委員と 16 番委員。 番号 2 は 31 番委員と 11 番委員。 番号 3 は 20 番委員と会長。 引き続き、買受・借受について申し上げます。 番号 1 は 30 番委員と 10 番委員。 番号 2 は開聞地区の全委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
16 番委員	売渡の 1 番の場所は■■■■ですが、この辺りは耕作者が■■■の方ですので■■■の委員さんが分かりませんか。
31 番委員	私が分かります。
議長	それでは、売渡の 1 番に 31 番委員も追加することによろしいですか。
31 番委員	分かりました。
議長	ほかにありませんか。

委員 議長	(各委員了解あり) それでは、議案第6号は、番号1番のあっせん委員に31番委員を追加のうえ承認することとし、その他のあっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
事務局	次に、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は26ページから29ページになります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、65筆31,147㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。
議長	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第8号令和2年度指宿市農作業標準賃金の改定について

事務局

を、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第8号令和2年度農作業標準賃金の改定についての説明をいたします。議案書の30ページをご覧ください。

令和2年度指宿市農作業標準賃金表（案）でございますが、前回の委員会終了後に会長、会長職務代理、振興部部長、副部長、農地部部長、副部長、事務局で、令和2年度指宿市農作業標準賃金（案）について、検討会を開催しました。

その結果を踏まえて、お手元に議案第8号をお示ししておりますが、今回、変更点が2点ございますので、ご説明いたします。

まず、1点目は、一般農作業についてです。

この金額は、毎年度、直近の県の最低賃金に準じて設定しており、本年度は6,100円以上としております。

直近の県の最低賃金を調査しましたところ、1時間あたり790円となっておりますので、これに8時間を掛けまして、6,320円、100円未満を切り上げて、今回、6,400円以上としてお示ししております。

次に2点目は、機械作業についてです。令和元年10月の消費税増税を踏まえて、8%の消費税が加算されていた本年度の標準賃金から、税抜き価格を算定し、その価格に10%の消費税を加算した価格を令和2年度の標準賃金としてお示ししております。

以上のような変更点を含め、令和2年度指宿市農作業標準賃金表はこの内容でよろしいか、提案いたします。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

機械作業は10aとなっておりますが、オクラのうね立だけは200mとなっている理由と、堆肥散布が堆肥代は別で散布のみで2,530円となっておりますが、散布のみというのが実際にあるのかどうかについて伺います。

議長

マルチ作業の200mというのは、マルチ1本が200mですが、畑の面積や形によってうね幅が狭かったり広がったりして使うマルチの量が違いますから、1巻き200mを基準にして考える方が分かりやすいということです。

1 8 番委員	堆肥の種類はそれぞれの農家で違いますので、堆肥代は別として、散布のみの料金で良いと思います。
8 番委員	分かりました。
1 8 番委員	プラソイラーの作業時間はローターリーに比べると非常に短時間で済みますが、それからするとプラソイラーの単価が高いように思います。
議長	金額は作業する人の作業内容等で違うと思いますので、この金額は目安として考えていただきたいと思います。
1 8 番委員	分かりました。
1 1 番委員	最近、スライドモアの作業をよく依頼されるのですが、この賃金表に示すことはできませんか。
議長	先日の検討会でその話もありましたが、まだ事例が少なく標準の金額を示すことができない状況です。
	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 8 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 8 号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	本日の議題は、これで終了いたしました。
	ほかにございませんか。
5 番委員	資料の印刷が薄くて見にくいので見やすいようにお願いします。
事務局	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。31 ページをご覧ください。
	その他（議案書 31 ページを参照して説明）
	1. 2 月の行事報告
	2. 3 月の行事予定等
	3. その他
	（1）令和 2 年度農地転用等事務処理日程表及び転用調査当番表について

議長
委員
議長

事務局

(2) 農業者年金加入推進活動に対する表彰について

ほかにございせんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第20回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後5時05分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員6番委員

議事録署名委員7番委員